

2019年度 会員登録申請手続きのお知らせ

平素より、東京都アーチェリー協会にご尽力とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。
さて、「2019年度 都ア協及び全ア連会員」の登録申請手続きに関して、以下ご案内申し上げます。

【新年度会員登録手続に係る流れ、ポイント】

全ア連登録：会員システム導入後、3回目の更新手続きとなります。

会員システムへの入力作業は4月1日から、それ以前の入力はしないようにお願いします。

・前年度（2018年度）に登録された方（既登録者）：

登録番号は前年度のものと同じ（変更されることはありません）。

登録会員証についても継続使用（年度ごと改めて発行されるということはありません）。

会員証が発行されるのは氏名の変更、会員証の紛失といった場合のみ（再発行申請書を提出）。

・新年度から新規に登録される方：

会員システムに必要事項を入力して登録手続（各地区協会の管理責任者が入力）

・前年度（2018年度）未登録の既登録者の方

【会員システムに一度登録されて既に会員登録番号が付与されている方】

以前の会員システムにおける登録番号を使用することになります。会員システムにおいて復活手続をしていただきます（削除されているかたは転籍編入から会員番号を入力して回復してください。休会等がついて表示が残っている方はステータスを会員に変更する必要があります）。

【会員システムに一度も登録されたことがなく、旧全ア連登録しかしたことがない方】

改めて、会員システムに必要事項を入力して登録番号を取得する必要があります。

地区協会管理責任者および登録申請担当者：

各会員の登録内容を確認。退会、休会者に関して会員システムで手続処理（初回登録をされない既登録者の方の会員状況を“会員（退会）”または“会員（休会）”にしてください）。

申請を取りまとめ都ア協登録申請書ファイルに入力（全ア連登録番号も記入）。

都ア協登録：従来通りのプロセス

新年度の都ア協会員登録番号を全員に新たに付与、新年度版の都ア協会員登録証を交付。

登録番号の下3桁について各地区協会が決定。

全登録者に関する情報を都ア協登録申請書ファイルに入力。

年度初回の登録手続に付随するもの

“2019年度各区市協会・連盟役員組織表”ならびに“2019年度現況届”の作成・提出

（「2019年度 都ア協会員登録申請書」ファイルにシートがあります。必要事項をご記入の上、必ずお送りください）

各地区の登録申請担当者の方は、**都ア協登録申請書ファイルとともに、会員登録集計表を作成し、都ア協登録担当者までEメールで二つのファイルを送付してください。**

また、登録費用を取りまとめて、都ア協指定の口座（このお知らせの最後に記載しております）に送金してください。全ア連登録費用は都ア協から全ア連へまとめて納付します。

● **登録申請の受付期間：**

A) **全ア連登録：**登録手続は原則として下記の3回といたします。

1. 2019年4月1日～4月24日
(連休に入りますと銀行業務が滞りますので期限厳守をお願いします。)
2. 2019年7月1日～7月20日
3. 2019年11月1日～11月20日

注：全ア連会員システムへの入力には随時可能ですが、都ア協での処理の都合上、年3回での登録手続とさせていただきます。上記の3回以外に都ア協登録と合わせて申請をされた場合、申請月に都ア協登録手続、次回全ア連登録月に全ア連登録をさせていただきます。

なお、会員システムへの入力処理が完了した時点で、“登録に準じる”仮登録の扱いとなり、競技会へのエントリーが可能となります。

B) **都ア協登録：**

1. 全ア連登録がある月については、各々2019年4月1日～4月26日、7月1日～20日、11月1日～20日の期間に受け付けます。
2. 上記を除く5月以降については、毎月1日～10日に受け付けます。

● **登録費用**

登録費用は以下の通りです。都ア協のみ登録される方は都ア協会員登録申請料が、また全ア連まで登録される方は都ア協会員登録申請料と全ア連登録申請料の合計の申請費用が必要となります。また、各団体におかれましては、今年度の分担金のご負担をよろしくお願いいたします。

	都ア協会員登録申請料		全ア連登録申請料		合計
キャデット	3000円	+	800円	=	1100円
19歳未満	5000円	+	1300円	=	1800円
19歳以上	2000円	+	4500円	=	6500円
指導者登録	2000円	+	3500円	=	5500円
加盟団体分担金：	15000円				

● **年令や登録区分等に登録申請に関する注意事項**

- 1) 第1回目の登録は、その年の4月1日に遡っての登録扱いになります。
- 2) 第2回目(7月)、第3回目(11月)の登録は、締切日の登録となります。
- 3) 申請書に記載する年齢は、登録年度中に迎える年齢を記入してください。
- 4) キャデット登録：中学生以下(15歳以下)が対象です。2019年度の登録対象は、2004年4月2日以降に生まれた者が対象となります。
- 5) 高体連所属の高校生についても都ア協登録番号を付与します(H登録)。
- 6) 高体連に所属せず、かつ登録年度に19歳に達しない高校生は、19歳未満での登録が可能です。
- 7) 高校を卒業後に社会人で登録する場合、登録年度に19歳に達する者は、登録申請時に19歳未満であっても、「19歳以上」区分での登録が必要です。2019年度の「19歳未満」区分は、2001年4月2日～2004年4月1日に生まれた者が対象となります。
- 8) 全ア連競技者登録：全ア連公認の大会に参加ができ、記録が公認されます。また、スターバッジの申請が可能です。指導者資格を持っている方で競技者として全ア連公認の大会に参加する場合は競技者登録が必要です。審判員資格があれば審判として参加できます。
- 9) 全ア連指導者登録(S登録)：審判員資格を持ち全ア連公認大会などに審判として参加するためにはS登録が必要です。全ア連公認の大会へ競技者として参加することはできません。なお、上記全ア連競技者登録をした審判員有資格者は、S登録の必要はありません。
- 10) 都ア協登録：開催要領で都ア協登録者の参加が認められている全ア連公認の大会に参加することができますが、記録は公認されません。また、スターバッジの申請もできません。